

## 待機児童数（4月1日現在）について

## 1 保育所等利用待機児童数調査について

本調査は、厚生労働省が、全国の保育所等の入所状況を把握するため、毎年4月1日及び10月1日に実施しております。

待機児童数については、国が定めた基準（定義）に基づき、保育の実施主体である各市区町村が個別の状況を踏まえて、把握することとしております。

## 2 待機児童の定義の変更について

平成29年3月31日付の国の通知により、平成29年度の調査から、待機児童の定義が変更され、これまで保護者が育児休業中の場合には、待機児童数に含めないことができるとされていたものが、保育所等に入所できたときに復職する意思が確認されたときは待機児童数に含めるとされました。

## 3 待機児童数の内訳（平成29年4月1日現在、単位：人）

平成29年4月1日現在における待機児童は保育士不足を理由とするものは10名となりました。

一方、保育施設の増はあったものの、それ以上の保育ニーズの高まりを受け、保育所の定員超過等を理由とするものは15名となり、合計で25名の待機児童となりました。

区 分	H28. 4. 1	H28. 10. 1	<u>H29. 4. 1</u>
① 障がい児統合保育等に係る保育士不足によるもの	10	14	<u>10</u>
② 保育所の定員超過等によるもの	2	36	<u>15</u>
計	12	50	<u>25</u>

## （参考）入所児童数

区 分	H28. 4. 1		H28. 10. 1		<u>H29. 4. 1</u>		H29. 4- H28. 4	
	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数
保育所	4,942	56	5,075	56	5,016	56	+74	±0
認定こども園 (2・3号認定)	263	2	269	2	350	4	+87	+2
地域型保育事業	108	6	151	7	149	7	+41	+1
計	5,313	64	5,495	65	5,515	67	+202	+3

## 4 待機児童解消に向けた今後の取組み

複数の私立幼稚園が「認定こども園」への移行を検討していることなども踏まえ、教育・保育施設の利用ニーズの動向等を的確に把握しながら、計画的な受け皿の確保について検討を進めます。

また、これまでも保育所等に勤務する保育士の処遇改善を図るための支援策を実施しておりますが、今後とも保育関係者と意見交換等を行いながら、就労環境の改善等を通じて、保育人材の拡充を図り、待機児童の解消につなげて参ります。